

《国際家族法研究会報告 (第50回)》

中国法における学校不法行為事件 に関する若干の考察

徐 瑞静

一 はじめに

いにしえより、国民に対する教育の普及および強化は国家を繁栄の道へ導く方法といえよう。例えば、『管子・权修』は「一年之計、莫如树谷。十年之計、莫如树木。终身之計、莫如树人。」と記載している。この記述を現代口語体に改めてみると、「一年の計画は、種を撒くことである。十年の計画は、樹木を植えることである。人生の計画は、人材の育成である。」という意味を書き表わしている。中国の春秋時期の政治家管仲は、斉の桓公の施政を支え、彼が斉の丞相を賄っていた四〇年以上の間に、政治、経済、軍事に関するあらゆる面において、施政政策を改革した結果、斉国の勢力が飛躍的に増し、春秋五覇までの名声を成し遂げた。すなわち、種を撒いて一年後にその稲穂を収穫することができ、樹木を植えた十年後に林となり、人材を育むのは、専ら百年後にその効果を期待することができようという名言である。このような記述は、現代人に対しても、人材育成の大切さを示唆している。

現代中国の経済発展が飛躍的に成長し、世界中において存在感を増しつつある今日、未成年者に対する教育事業においても大きな成果を上げている。例えば、義務教育の普及、高等教育の推進および海外留学への提唱などがそれとして挙げられる。とりわけ、一人っ子政策を掲げる中国社会は、未成年者の成長、教育問題がその家族または親族の人生までも波及するものであると言っても過言ではない。しかし、近年、学校事故をめぐる事件、具体的には、教学設備の欠缺、定食衛生管理の不備、教師による安全配慮の倦怠、体罰問題、在学中の傷害事件による損害賠償に関する事件の多発につれて、学校を始めとする教育機関の機能およびその役割が再び注目の的となつている。そこで、本報告においては、日中間における立法体系の差異を踏まえ、中国における未成年者を教育する学校と法定代理人との間の責任関係について論究を試みることにしたい。

二 学校の責任形態について

学校事故の多発の防止を図るため、諸国における学校の責任形態に関しては、大まかに二つに分けることができる。一つは、法定監督者の責任を採用する方式である。すなわち、学校や教師は法定監督者と定義され、被監護者となる生徒の行為に対して責任を負うという立場をとるものである(曹詩權『未成年監督制度研究』(中国政法大学出版社、二〇一〇年)三三二頁)。もう一つは、代理監督者の責任を採用する方式

である。すなわち、法定の監督者は、法律や契約に基づいて監督を引き受けて、責任を負うこととなるという立場をとるものである（円谷峻『不法行為法・事務管理・不当利得―判例による法形成―』（成文堂、二〇一〇年）二二八頁）。

中国の未成年者の在学中の傷害事件の処理をめぐり、侵权责任法の立法段階においては、伝統的な法定監督者とするか、それとも、代理監督者とするかが議論となっていた。保護者にとっては、子どもの在学期間には、監督責任が実質的に学校に転換され、学校が法定監督責任または代理監督責任を採るべきであると唱えるのに対して、学校にとっては、現行法の枠組みの下における法定監督責任は法定責任であり、学校が権利と義務を兼ねて監督責任を負うについては、法的な根拠を有しなければならないと唱える。そして、民事義務としての監督義務を移転する場合、学校の同意を得る必要がある、法定監督人の一方のみの意思表示によって責任移転の効果を生じないとする。また、代理監督につき、学校と法定代理人との間に監督責任を移転する約定を締結する必要があるが、とりわけ学校が未成年者の法定代理人との間に代理監督の移転、監督の範囲、権限などを約定していないため、学校が代理監督の民事責任を履行しているとはいえないとする。そして、目下、中国法体系の中に学校責任を明示している「教育法」、「教師法」、「未成年者保護法」、「民法通則意見」、「人身損害賠償解釈」のいずれにおいても、学校の教育

管理責任と定められており、学校の故意または過失によって被害がもたらされた学校事故の場合、学校は、民法上の監督責任ではなく、上述の法律に基づいて損害賠償を負うべきものと主張する。

結局、学校の責任が現在の立法体系の主旨に落ち着いた理由として、従来の責任の延長線にあると判断されたからである。すなわち、中国においては、学校責任に関し、教育管理の責任が採用され、学校が教育責任や管理責任を負うべき行為を行わなければ、不法行為とはいえず、他方、在学の生徒に対し、学校が教育責任や管理責任を負うべき場合、その故意または過失の程度に応じて責任を負うこととなる。そのため、通学の時間起きた被害事件や生徒の自殺や自傷行為は学校の責任として認められない（王胜明主编『中华人民共和国侵权责任法释义』（法律出版、二〇一〇年）二二三頁）。立法主旨の全体から見れば、学校責任の理論構造は、学校側に有利な責任分配を採っている。中国の学校の大半が公立であることから、学校が公益性質を有することも理由として配慮されていえよう（周友軍『侵权责任法』（法律出版社、二〇一〇年）三二二頁）。

翻って、日本における学校の責任につき、とりわけ未成年者のいじめ裁判においては、国公立の学校における事件である限り、国家賠償法を適用するという裁判実務が定着している。かような問題につき、中国の『国家賠償法』第二条は

「国家机关と国家公務員が法に違反して職権を行使し、公民、法人、その他の組織の合法的權益を侵害して損害をもたらした場合、被害者は本法に基づき国家賠償を得る権利がある。」と規定している。すなわち、中国の『国家賠償法』の規律対象は国家机关と国家公務員である。中国の学校は公益性を有する国立であっても、学校は国家机关と見做されず、また、教師は国家公務員の身分を有しない。従って、学校の故意または過失による児童・生徒のいじめ裁判においては、『国家賠償法』は適用される余地がない。また、公立学校が教育責任と管理責任を果たさない場合、民事責任、行政責任、刑事責任が問われ得るが、しかし、『侵权责任法』は民事責任のみを規律しており、学校事故で児童・生徒が死傷した場合、事件の性質および事実関係に当てはまる行政法と刑事法がそれぞれに適用される。

三 教育責任と管理責任の概観

(一) 教育責任と管理責任の意義

教育責任とは、法に基づき児童の身体上の安全の保護および日常的教育義務を行なうことである。学校は、教育の職責の履行を通じ、児童に身体傷害をもたらす危険を防ぐ知識を取得させ、自己保護意識を増強させ、危険または危険性が生じる時、正確に取得した知識を駆使して避難や危険を妨げる。管理責任とは、学校が十歳未満の児童の身体上の安全を守るために、法に基づき安全保障及び保護義務を尽くすこと

である。十歳未満の児童は特殊な主体であり、自己の保護意識に欠き、生活の自己管理能力を十分にコントロールできないから、特殊な保護を与えるべきであり、従って、学校の管理職責を厳格に求めることしか考えられない(奚小明編『中華人民共和国侵权责任法』条文理解与適用(人民法院出版社、二〇一〇年)二七七頁)。

(二) 固有法概念との抵触問題

「教育法」と「未成年者保護法」等の規定により、学界および実務においては、学校の義務を「教育、管理、保護義務」という用語で賄い、最高人民法院によって公布された「人身損害賠償解釈」第七条においても、「教育、管理、保護義務」の語彙が使用されてきたが、しかし、「侵权责任法」は「教育、管理責任」を使用しながら、「保護」という語彙を省いている。かつての「教育、管理、保護義務」と「教育、管理責任」との間に実質上の差異や区別を設けず、いずれも学校の教育関係を書き表わし、しかも、「管理」の意味自体には「保護」の意味が含まれていたから、表現上の相違は確かに存在しているが、しかし、それらは同義の意味を包括しているものと考えられる(奚小明編『中華人民共和国侵权责任法』条文理解与適用(人民法院出版社、二〇一〇年)二七七頁)。

四 学校事件の举证責任について

かつての法律、法規、そして、司法解釈においては、学校

の故意または過失がもたらした不法行為の確定をめぐる免責事由や損害賠償の範囲や挙証責任の分配などにつき、詳細な規定が設けられ、一定の指針が示されていたが、しかし、法の制定機関の順位によって法を適用する格差を生じ、実務裁判においては、異なる法を用いた結果、類似事件において不一致の判決結果を招いたことは否定できないであろう。これに対して『侵权责任法』は学校事件における挙証責任を区別して対応し、学校事件の合理的な解決が図られるようになってきている。

(1) 学校の故意または過失とする未成年者の不法行為事件の場合

「侵权责任法」は、未成年者を民事行為無能力者と制限行為能力者という二つの類型に分けている。年齢の制限から見れば、中国においては一八歳以上の公民が成年者である。

一〇歳未満の未成年者を民事行為無能力者と見做し、一〇歳以上一八歳未満の未成年者を制限行為能力者と見做しており、未成年者は、その年齢と智能に相応しい民事活動しか行えない。また、精神状態の立場から見れば、自己行為を著しく弁識できない者を民事行為無能力者と見做し、その法定代理人によって民事活動を行なうこととなる。自己行為を十分に弁識できない者は制限行為能力者と見做され、その智能程度に適合する行為を行なうことができるが、その意思判断能力を超えた行為を行った場合、法定代理人はそれを取り消すこと

ができる。

従って、一〇歳未満の未成年者及び自己行為を著しく弁識できない者は、民事行為無能力者である。これらの者が幼稚園、小学校、及び特殊学校に通っている際に、学校による事故に巻き込まれ、被害を受けた場合、学校側は故意または過失を有すると推定される。但し、学校が教育管理義務を怠っていないかつたことを証明できるとき、責任を免れる事由となす。すなわち、民事行為無能力者は、事故が学校で起きたことさえ証明すれば、学校が責任を担うことになる。すなわち、教育管理責任の違反の挙証責任を学校に転換し、学校が教育管理義務を果たさず、民事行為無能力者に被害をもたらした場合には、民事賠償責任を負うこととなる。民事行為無能力者は、その年齢と識別の程度において、学校事件における挙証責任を充分に行えないことを考慮した結果であり、それによって、民事行為無能力者の法的權益が保護されることが目されている。

それに対して、一〇歳以上一八歳未満の未成年者は、小学生の高学年生、中学生、高校生と一部の大学生、そして、特殊学校に通う自己行為を十分に弁識できない学生である。これらの者が学校事件において被害を被った場合には、学校は、その教育管理責任を怠っていた時に限って、民事責任を担うこととなる。このような場合には、挙証責任は被害を被った制限行為能力者側にあり、それらの者によって立証責任は果

たされなければならない。事件の起因がその他の生徒などによる場合、加害行為を行なった生徒の法定監護人が民事責任を負うこととなり、その際、学校はその故意または過失に相当する賠償責任のみを負うに過ぎない。すなわち、学校は、事件につき、教育管理責任を果たしたならば、責任を問われず、加害行為の制限行為能力者の法定監護人によって民事責任が担われることとなり、また、制限行為能力者が被害を被った事件においては、民事行為無能力者につき、学校の举证責任を転換させることなく、学校が故意または過失を有した場合にのみ民事責任を負い、かつ、損害賠償の範囲も、学校の故意または過失の程度に相当する金額分を負うということとなる。

(2) 第三者による未成年者に対する不法行為事件の場合

民事行為無能力者と制限行為能力者が、学校に通う際に、学校以外の第三者によって被害を被った場合、まず、加害者たる第三者が責任を負い、学校は教育管理責任を怠っていたときに限って、その故意または過失に適する補充的な責任を負うということとなる。すなわち、まず、第三者の加害者が民事責任を負い、第三者が弁償能力を有しないか、または、十分な弁償能力を有しないにもかかわらず、学校が教育管理責任を果たしてさえいれば、学校は賠償責任を問われない。しかし、この条件の下において、学校が教育管理責任を怠っていたら、学校はその故意または過失に相当する補充的な弁

償責任を負わなければならない。かような第三者による不法行為事件において、被害を受けた学校に通う未成年者、すなわち一八歳未満のすべての民事行為無能力者と制限行為能力者のいずれも含まれる。しかし、この条件の場合につき、学校の立証責任が転換されないとときであっても、学校が教育管理責任を果たしたことを証明すれば、賠償責任を免れることとなる。

五 学校と法定監護人との責任関係

民事行為無能力者、制限行為能力者が、学校に通っている最中に、他の未成年者に被害を与えた場合、上述した通り、学校が教育管理義務の証明責任を貫き、学校が教育管理義務を果たしたことを証明すれば、加害行為を行なった未成年者の法定監護人の民事賠償責任が問われることとなるが、しかし、学校が教育管理責任を有すると判断された場合、すなわち、学校と加害行為を行なった未成年者の法定監護人との双方の責任を生じた場合には、いかなる形で民事責任を分配すべきであろうか。この問題に関して、「侵权责任法」には明文規定は設けられなかった。不法行為法の理念から見れば、法定監護人は、監護関係に基づき、不法行為によってもたらされた結果に対する補償につき、また、学校は、教育管理責任に基づき、学校の故意または過失によってもたらされた損害を填補すべきこととなっている。いずれの形を採ったにかかわらず、被害を被った被害者が最終的に法的救済を受け

られることにより、当事者間の債権債務関係は消滅することとなる。学校と法定監護人の責任関係は不真正連帯債務の関係であると解すべきであろう。

六 若干の考察

未成年者は、年齢と神智という無邪気な本性のため、自己の行為をコントロールできないという一般の特性がある。学校が綿密な注意を与えたとしても、完全に事件を阻止することができないのではないことは明らかであろう。従って、学校の不法行為による事件の中に公平責任を織り込まなければ、とりわけ、第三者による不法行為事件の場合、未成年者は学校の教育管理の下における事件に巻き込まれて、その結果として、確かに未成年者たる被害者は第三者の弁償によって救済を得られる法的立場にあるとしても、賠償能力を有しない第三者によって被害を被った未成年者の事件の場合においても、合理的に救済措置が与えられることが考慮されなければならない。すなわち、かような場合には、学校が教育管理責任を果たしたと主張しても、未成年者の被害との間にいかなる間接的な因果関係も絶対には有しないとして、責任を否定することは正当とすることはできず、その際、やはり、公平責任に則って、学校が被害を受けた未成年者に相当な弁償を与えることが、不法行為制度の理念に合致することとなるといえるであろう。

また、学校不法行為事件として、「いじめ」による生徒間

の不法行為も、今なお、ニュースとなることが跡を絶たない。この種の不法行為の場合に、教育管理責任を負う学校と加害行為を行なった生徒の法定監護人とが、被害者に対して不真正連帯債務を負う関係にあるとしても、損害賠償後における求償関係において、いかように調整されるべきであるかについて、中国法における対応は明らかではない。

中国法の現代化が益々推進され、そして、その多くの内容が日本法へも接近しつつある傾向に鑑みて、中国法の動向は、今や、日本法にとって、決して他山の石とはいえないであろう。

(じょ・ずいせい 東洋大学法学部非常勤講師)